

◎新潟県告示第887号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

令和3年7月16日

新潟県知事 花 角 英 世

1 沢根休猟区

(1) 区域

真野湾汀線が旧佐和田町と旧相川町の境界線と交わるところを起点とし、ここから同境界線を西に進み、さらに北に進み、同境界線と市道相川62号線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、同市道と林道青野本線との交点に至る。ここから同林道を南東に進み、林道国仲北線との交点に至る。ここから同林道を南に進み、市道二宮幹線8号との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道二宮370号線との交点を過ぎ、市道二宮4号線を経て真野湾汀線との交点に至る。ここから同汀線を西に進み、起点と結ぶ内部一円の区域とする。

(2) 面積

1,706ヘクタール

(3) 存続期間

令和3年10月15日から令和6年10月14日まで

2 金井東部休猟区

(1) 区域

佐渡市金井新保地内の国道350号と市道金井5号線との交点を起点とし、同市道路を北に進み、防衛省管理道路を経由し、金北山鳥獣保護区の境界に至る。ここから同保護区の境界を東に進み、旧金井町と旧両津市との境界に至る。ここから同境界を南に進み、市道立野1号線との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、市道加茂幹線8号線との交点に至る。ここから加茂幹線8号線を南に進み、市道金井12号線との交点に至る。ここから金井12号線を南に進み、国道350号との交点に至る。ここから同国道を南西に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

1,195ヘクタール

(3) 存続期間

令和3年10月15日から令和6年10月14日まで